

令和 6 年度
標準市議会傍聴規則の
一部改正に関する報告書

令和 7 年 1 月

標準会議規則等の改正等に関する検討会議

目 次

経過概要	1
標準市議会傍聴規則の一部改正（案）	3
標準市議会傍聴規則 改正条文解説	7
参考資料	23

経過概要

検討の経緯

地方分権の進展により、市議会の果たすべき役割と責任は、より一層重要性を増しています。このような中、令和５年の地方自治法改正で地方議会の役割と議員の職務の明確化が図られました。

住民の代表機関である市議会には、多様化する民意を集約し的確に市政に反映することが期待されており、若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画を促すことが多くの市議会に共通の緊要な課題となっています。

多様な人材の市議会への参画を促進するためには、幅広い層に議会に関心を持ってもらうことが不可欠であり、そのための方策の一つとして議会の傍聴のあり方を検討する必要があります。

標準市議会傍聴規則は、昭和３４年に制定され、昭和４０年の改正を経て、平成３年に傍聴席に入ることができない者の範囲から「精神に異常があると認められる者」を削除する旨の改正がなされて以降、改正が行われていません。

そのため、時代の経過とともに最近では一般的に使用されない語句や、制定・改正時の社会情勢を反映した規定が存置されています。

このような状況を踏まえ、多様な人材の市議会への参画を促す一助となるよう、傍聴環境を整備し開かれた議会とするため、第２４１回部会長会議（令和６年７月２日）からの検討諮問により、標準会議規則等の改正等に関する検討会議において、標準市議会傍聴規則全般を精査し、改正の是非も含めて検討することとなりました。

検討会議の開催とその経過

令和６年度検討会議は、設置要綱に基づく構成市議会の議会事務局職員により、同年８月２３日の第１回会議以降４回開催されました。

各回の会議開催日と会議の協議事項などについては、以下のとおりです。

なお、いずれの会議も対面とオンラインを併用する方式により開催されました。

第１回会議（令和６年８月２３日）

標準市議会傍聴規則の改正に当たっての論点整理（案）について協議しました。

第2回会議（令和6年10月7日）

傍聴人への対応事例についてのヒアリングを行ったのち、標準市議会傍聴規則の改正素案について協議しました。会議後、各部会長市、各協議会代表市へ意見照会を行いました。

第3回会議（令和6年12月26日）

意見照会結果を踏まえ標準市議会傍聴規則の改正案について協議しました。

第4回会議（令和7年1月29日）

標準市議会傍聴規則の改正案及び同改正案に関する説明資料（本報告書）を協議し決定しました。

検討結果

令和6年度検討会議は、標準市議会傍聴規則の一部改正案をとりまとめ、令和7年2月5日開催の第239回理事会で了承を得ることを決定しました。

また、改正関係資料をとりまとめました。

標準市議会傍聴規則一部改正（案）

新	旧
(傍聴証（章）)	(傍聴証（章）)
第五条 傍聴証（章）は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると <u>認めるものに</u> 交付する。	第五条 傍聴証（章）は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると <u>認める者に</u> 交付する。
2 （略）	2 （略）
(傍聴券への記入)	(傍聴券への記入)
第六条 <u>一般傍聴券</u> の交付を受けた者は、傍聴券に <u>住所及び氏名</u> を記入しなければならない。	第六条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に <u>住所、氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
2 団体傍聴券には、 <u>次に掲げる事項の全て</u> を記入しなければならない。 一 <u>団体の名称</u> 二 <u>団体の人員</u> 三 <u>団体の代表者又は責任者の住所</u> 四 <u>団体の代表者又は責任者の氏名</u>	2 団体傍聴券には、 <u>団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
3 <u>前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。</u>	(新規)
(傍聴人の入場)	(傍聴人の入場)
第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券 <u>（前条第三項の名簿を含む。次条及び第九条第一項において同じ。）</u> 又は傍聴証（章）を係員に提示しなければならない。	第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証（章）を係員に提示しなければならない。
(傍聴券等の返還)	(傍聴券等の返還)
第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、 <u>これを返還</u> しなければならない。	第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。
2 傍聴証（章）の交付を受けた者は、当該会期が <u>終わったときは、これを返還</u> しなければならない。	2 傍聴証（章）の交付を受けた者は、当該会期が <u>終わったときに返還</u> しなければならない。
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)
第十条 <u>一般席</u> の傍聴人の定員は、〇〇	第十条 傍聴人の定員は、〇〇人とす

人とする。	る。
2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>	2 <u>傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証（章）を所持する者でも入場させないことがある。</u>
（傍聴席に入ることができない者）	（傍聴席に入ることができない者）
第十二条 （略）	第十二条 （略）
一 銃器その他危険な <u>物</u> を持っている者	一 銃器その他危険な <u>もの</u> を持っている者
二 <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>	二 <u>酒気を帯びていると認められる者</u>
三 <u>酒気を帯びていると認められる者</u>	三 <u>異様な服装をしている者</u>
四 <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u>	四 <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u>
（削る）	五 <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u>
（削る）	六 <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>
2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u>	2 <u>児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。（参考）</u>
3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u>	（新設）
（傍聴人の守るべき事項）	（傍聴人の守るべき事項）
第十三条 （略）	第十三条 （略）
一 <u>静粛にすること。</u>	一 <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明</u>

	<u>しないこと</u>
二 <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>	二 <u>談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと</u>
三 <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u>	三 <u>はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと</u>
四 <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u>	四 <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない</u>
五 <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	五 <u>飲食又は喫煙をしないこと</u>
(削る)	六 <u>みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと</u>
(削る)	七 <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと</u>
(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)	(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、 <u>この限りでない。</u>	第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は <u>この限りでない。</u>
(傍聴人の退場)	(傍聴人の退場)
第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>直ちに退場</u> しなければならない。	第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>すみやかに退場</u> しなければならない。
(係員の指示)	(係員の指示)
第十六条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。	第十六条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。
(違反に対する措置)	(違反に対する措置)
第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人が	第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人が

この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、 <u>これを退場</u> させることができる。	この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは <u>これを退場</u> させることができる。
--	---

傍聴券を交付しない標準市議会傍聴規則は、廃止する。

標準市議会傍聴規則 改正条文解説

〈凡例〉

- ・解説文中においては、条や号などの番号は、原則として算用数字に置き換えています。
- ・標準都道府県議会傍聴規則は「県」、標準町村議会傍聴規則は「町村」と表記しています。

基本的事項

今回の標準市議会傍聴規則の改正は、地方自治法など国の法令改正に伴うものではありません。よって、改正時期についての法的な制約はなく、各議会において改正するか否かを含めご検討ください。

改正各条解説

(傍聴証 (章))

第五条 傍聴証 (章) は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると認めるものに交付する。

2 (略)

「もの」は、「「……者で (であって)、……もの」「……うち、……もの」というような書き方で、一定の者又は物を限定する場合に用いる」(石毛正純『法制執務詳解新版Ⅲ』(ぎょうせい) 652頁)とされているため、「認める者」を「認めるもの」に改めるものです。

(傍聴券への記入)

第六条 一般傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 団体傍聴券には、次に掲げる事項の全てを記入しなければならない。

一 団体の名称

二 団体の人員

三 団体の代表者又は責任者の住所

四 団体の代表者又は責任者の氏名

3 前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

【第1項】

第2項（団体傍聴券）との関係から、一般傍聴券に関する規定であることを明確にするとともに、傍聴人の特定は住所、氏名で足り、年齢までは必ずしも必要ない考えるため、年齢は削除するものです。

なお、本規定は、傍聴券に傍聴人の住所及び氏名を記入させることにより個々の傍聴人を特定するという議長の秩序維持権に由来した規定であると解されています。

本規定については見直しを求める意見もありましたが、①地方自治法第130条第1項の規定に基づき制止し、その命令に従わないとき退場させるためには個人の特定が必要であること、特に繰り返し議事妨害を行う者への対応のため必要であること、②住所や氏名を記入することで傍聴人の自制が期待できること（東京地方裁判所（平成4年5月21日判決平成3年（刑わ）第258号））、③開会中に災害等が発生した場合や遺失物があった場合等における個人の特定のために必要であること、等の理由により存置しました。

近年の議会に対する住民の評価に「議会の活動が見えない」など、議会と住民との間に距離があることを示す意見がありますが、「開かれた議会」という考え方については、このような住民からの評価を意識したものと考えます。

「開かれた議会」については、①議会公開の原則に資する傍聴阻害要因の除去のほか、②情報公開など議会の意思決定の透明性の確保の二つが主要素と考えられますが、近年、インターネットなどを活用した議会中継（ライブ、録画）を多くの市議会が行っており、議場に赴かなくても議会を実質的に傍聴することが容易にできる現状を考慮すると、これからの「開かれた議会」とは、②に重きを置いたものになると考えます。

このことから、「開かれた議会」を理由に、住所及び氏名の記入要件を削除することは、議場の秩序維持や他の傍聴人に対する傍聴妨害行為の抑止という利益を失うリスクを冒してまで行う意義があるとは考えにくいため、住所及び氏名の記入要件は維持するものとしました。

また、個人情報保護の観点から、傍聴券の裏面等に、個人情報保護条例に基づく個人情報取得目的を表示しておくのが適当と考えます。

以上のように、標準傍聴規則上は住所及び氏名の記入を維持しますが、近年、

一部の市議会においては、住所及び氏名の記入を求めない議会もあるため、本条の規定の必要性については、各市議会の実情に応じてご判断ください。

ところで、各市議会で定めている傍聴券の様式が「傍聴券」や「〇〇市議会傍聴券」といった名称となっている場合、この改正により様式上の名称を「一般傍聴券」に改める必要はないと考えます。

【第２・３項】

団体傍聴券についても、一般傍聴券と同様に年齢の記載を削除するものです。

この際、並列関係を明確にしつつ傍聴人に分かりやすいよう各号列記に改めました。

また、団体傍聴券に代表者又は責任者の住所及び氏名を記入させるだけでは、団体傍聴における個々の傍聴人を特定できないため、傍聴人の名簿の携帯を義務付けることとしました。

このことについては、団体傍聴の場合は傍聴券交付時に名簿を提出させるという考え方もあり得ますが、一般傍聴券については、交付された傍聴券に住所及び氏名を記入し、当該傍聴券を入場時等に提示（第７条・第８条）、傍聴後に返還（第９条）という取扱いとなっているので、団体傍聴券についても同様の取扱いが適当と考え、名簿を携帯する方式としました。

「添付」ではなく「携帯」としたのは、「添付」の場合、団体傍聴券との一体性が求められると解されることから、団体の代表者又は責任者の利便性等を考慮し「携帯」としたものです。

実際の運用に当たり、一般傍聴券について傍聴券に必要事項（住所・氏名）を記入のうえ半券を交付している議会におかれては、名簿を受付時に提出させる運用も考えられます。

なお、第２項第３号及び第４号における「団体の代表者又は責任者」について、当然、団体傍聴の当日、実際に傍聴している者と考えます。具体的に言えば、小学生が団体傍聴するとき、団体の代表者又は責任者に当たるのは、その引率をしている教員であり、その場にいない学校長等ではありません。

（傍聴人の入場）

第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券（前条第三項の名簿を含む。次条及び第九条第一項において同じ。）又は傍聴証（章）を係員に提示しなければならない。

団体傍聴の場合における、代表者又は責任者が携帯する名簿の提示・提出について規定しました。

(傍聴券等の返還)

第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証(章)の交付を受けた者は、当該会期が終わつたときは、これを返還しなければならない。

条件節の前後には読点を付ける(石毛・前掲書572頁)とされていることによる改正です。

また、第2項について、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)及び「法令における漢字使用等について」(平成22年内閣法制局総総第208号)に基づき、送り仮名を改めました。

(傍聴人の定員)

第十条 一般席の傍聴人の定員は、〇〇人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

【第1項】

県及び町村と同様、混雑が予想される一般席の定員の規定であることを明確化しました。

【第2項】

定員を定める以上、傍聴券又は傍聴証(章)を所持する者を入場させないのは不合理であり、県及び町村に同旨の規定はありません。

コロナ禍における定員の制限など、実際の運用上傍聴人の数の制限が必要な場合も想定されることから、その旨の規定に改めるものです。

「定員」とは一般的に対応可能な「上限」をいいます。よって、「定員を別に定める」とは減員を想定していますが、会議公開の原則との関係から、入場の制

限を行うという直接的表現を避けるために、「別に定員を定める」としました。

その際、会議公開の原則との関係から、安易に傍聴人数の制限が行われることのないよう、大規模災害、重大な感染症のまん延等に理由を限定しました。

「その他のやむを得ない事由」は「大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延」に類するものや準じるものとなり、議長に広範な裁量を認めるものではないと考えます。

具体的には、傍聴席の破損や漏水・雨漏りなど庁舎の損壊、庁舎建て替え・改修時の仮議場等が想定されます。

なお、会議公開の原則に反するような運用（例：傍聴人の人数を0人とする）は認められないことは当然です。

具体的な運用に当たっては、何らかの方法（ホームページ等）で理由と定員を表示するのが適当と考えます。

（傍聴席に入ることができない者）

第十二条 （略）

- 一 銃器その他危険な物を持つている者
 - 二 ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
 - 三 酒気を帯びていると認められる者
 - 四 その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

【第12条・第13条共通事項】

後述のように、第12条において旧第2号（酒気帯び）と旧第4号（示威的行為に係る物品）の配列を入れ替えますが、「他の条・項・号を超えて交差するような条・項・号の移動は、行いません。繰上げ・繰下げではなく、条・項・号の全部改正や新規追加の方法を用いて改正します」（自治体法制執務研究会・編集

『Q&A実務解説法制執務』（ぎょうせい）145頁〔最終加除：令和6年〕〕とされていますので、前掲新旧対照表のとおり全部改正の方法により改正しています。

また、第13条も改正内容が複雑なため、第12条と同様に全部改正の方法により改正しています。

【第1項】

【第1号】

「物」は「人格者以外の有体物を指す場合に用いる」、「もの」は「「者」又は「物」に当たらない抽象的なものを指す場合」や「一定の者又は物を限定する場合」等に用いる（石毛・前掲書651・652頁）とされているため、「その他危険なもの」を「その他危険な物」に改めるものです。

なお、本号の解釈について、衆参両院の会議規則（国会は傍聴の手続き等については両議院の規則で規定）では本号と同様「(略) その他危険なものを持つている者」と規定されており、「その他危険なもの」とは「人を害したり物を破壊したりすることを用途とし又はその意図を推認できる物で、具体的には刃物、薬品、塗料等がこれに当たる」、「持つている者」とは「現に携帯、着用している者のこと」（森本昭夫『逐条解説国会法・議院規則〔参議院規則編〕』（弘文堂）455頁）とされています。

【第2号】

視覚的に会議妨害となる物を規定している旧第4号の規定を、「示威的行為のために使用されるおそれがある物」に限定するものです。

例示については、視覚的に議事妨害となる物及び示威的行為のために使用されるおそれがある物として、「ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき」を規定しました。

「その他の（中略）物」としては、旧第4号に規定されていた「張り紙」、「掲示板」、「旗」、「のぼり」や、旧第13条第3号に規定されていた「はち巻」、「腕章」、県及び町村で従来規定されていた「ゼッケン」等を想定しています。

以上は、議場に現在する者つまり議員及び説明員に対する示威的行為を対象としており、他の傍聴人に対する行為は第4号の対象となります。

【第 3 号】

酒気帯びでの傍聴が適当でないのは言うまでもなく、引き続き明示的に規制する必要があります。

なお、改正前の規定では、第 2 号に「酒気帯び」、第 4 号に「張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者」を規定していましたが、「県の規定と比較すると、物品と人間の状態は混在しているかの観がする。（中略）県のように物品と人間の状態に区分して配列替えしたほうが体裁はよい」（中島正郎『新訂会議規則・委員会条例・傍聴規則逐条解説』（ぎょうせい）813 頁）とされており、また議長が必要と認めるときは係員をして質問させる規定を新設し「前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる」と規定するため、号数を入れ替えるものです。

【第 4 号】

法制執務のルール上、「前各号」を「前三号」に改める必要がありますが、将来の改正や各議会におけるカスタマイズの都合を考慮し、「その他」に改めるものです。

また、次条（第 13 条）と合わせ「他人」とするとともに、安易な適用とならないよう「顕著な事情」を加えました。

【第 2 項・第 3 項】

国会は議長が議院警察権を有しており（国会法第 114 条）、衛視又は警察官に身体検査をさせることができますが、「議院警察権と同様の実力強制権たる警察権は、地方議会には認められていない」（松澤浩一『議会法』（ぎょうせい）582 頁）とされています。

したがって、地方議会の場合、身体検査の規定を設けることができないと考えます。

そこで、県及び町村では、傍聴人が携帯禁止の物を傍聴席に搬入することを抑止すべく携帯品について質問させること、及び質問に応じない者の入場禁止を明示的に規定していますが、本会ではこれまで規定していなかったため、今回の規定の整理に合わせ、県及び町村と同様の規定を設けるものです。

前述のとおり国会は議長が必要と認めるときは衛視又は警察官に身体検査をさせることができますが、地方議会の場合、傍聴規則にそのような規定は置くことができないため、携帯品について質問させることを明示的に規定することに

より事前の抑止力となるものと考えます。

「警察権が無いため実行することが難しい」との考え方もあるかと思いますが、この規定を設ける必要性がないとするならば、当該規定が無いために、会議を妨害する物を携帯している可能性がある傍聴希望者を退去（警察への通報も含む）させる根拠が無いことになります。このようなことを防ぐためにも、当該規定を設ける一定の合理的な理由になると考え、設けることとしました。

※削除した規定の廃止理由

旧第3号 異様な服装をしている者

異様な服装の定義は時代や社会情勢によって、また人によって解釈が異なる（憲法第13条の自己決定権）であろうこと、議事妨害や傍聴妨害に当たる服装は本条第1項第4号で対応可能であることから削除するものです。

旧第5号 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

笛、ラッパ、太鼓等による議事妨害の事例は近年見聞することがなく、傍聴席で音の出る器物を使用することについては、次条（傍聴人の守るべき事項）で対応可能なことから削除するものです。

なお、本号削除により、傍聴席に楽器類の持込が可能になるのかという疑義が生じるかもしれませんが、一口に楽器類と言っても、その大きさは千差万別であることから、個別具体的に判断する必要があると考えます。

例えば衣服のポケットに入るサイズの楽器類であれば、新設する本条第2項に基づき質問しない限り、所持しているかどうか一見して分からない可能性があります。楽器ケースで持ち運ぶものであれば、スーツケースやキャリーケースと同様、物品として明文規定がなくても、通路や傍聴席をふさいだり他の傍聴人の迷惑になるので、第4号（旧第6号）に該当し持ち込みを制止（議会事務局で一時預かり）することとなると考えます。

言うまでもなく、楽器ケースに収納していなくても大きな楽器は同様です。

拡声器は楽器ではなく、示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物（第2号）に該当すると考えます。

旧第2項 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。(参考)

本項が子育て世代が議会傍聴する上での障壁となっているとの意見や、主権者教育の推進など昨今の社会情勢を踏まえ、削除しました。

なお、この規定を削除した後、防音設備のある親子傍聴席がない場合において乳幼児が泣いたとき等は、次条第1項第1号に該当し、第17条及び地方自治法第130条第1項に基づき、議長が注意したにもかかわらず状況が好転しないときは退場を命じることが基本になると考えます(第17条及び地方自治法第130条第1項の退場命令は、ともに「制止」を前置していることから、最初から退場命令を出すことはできないとされています)。

しかし、実際の運用面においては、冒頭の社会情勢から、退場命令は抑制的に行うべきであり、保護者等に対し入場時点で十分な説明をした上で、いざ泣き出したら、傍聴室外(又は別室)に案内し、泣き止んだら再入場してもらうという流れを想定しています。

このようなことを踏まえ、児童・乳幼児に対し実際に退場命令を出すのは、児童・乳幼児を議事妨害・傍聴妨害の手段として意図的に利用するなどにより、議長の再三の注意に従わず、議事の円滑な遂行が妨げられていることが明らかな場合に、最終的な手段として退場を命じることとなると考えます。

また、可能な限り保護者や引率者の同伴を推奨するとともに、あらかじめ児童・乳幼児が傍聴する場合の留意点を事前にホームページや議会広報等で周知しておくことも考えられます。

(傍聴人の守るべき事項)

第十三条 (略)

- 一 静粛にすること。
- 二 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- 三 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- 四 飲食又は喫煙をしないこと。
- 五 その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

【共通事項】

「各号で列記した文章が名詞形で終わる場合には、句点を付けない。ただし、「とき」「こと」で終わる場合及びすぐ後に文章が続く場合には、句点を付ける」（石毛・前掲書569頁）とされていますので、「こと」の後に句点を付すものです。

【第1号】

本会は、当然のこととして「静粛」という用語を明記していませんでした（県及び町村は従来から「静粛」を条文中に規定）ので、第1号として明記するものです。

「静粛」は傍聴の前提条件であり本条柱書に例えば「静粛を旨」とすることを規定するという方法も考えられますが、事務局職員が傍聴人に対して説明を行うときの利便性や、傍聴人にとっての分かりやすさを考慮し、柱書ではなく「号」として規定しました。

【第2号】

第12条で示威的行為に係る禁止物を具体的に規定することを踏まえ、旧第1号と旧第3号を統合し、包括的に規定するものです。

なお、他の傍聴人に対する示威的行為は本条5号の対象です。

【第3号】

携帯電話は電話やメールといった基本機能だけでなく、決済機能や緊急時の災害情報の取得など、今や住民の日常生活および経済活動のインフラとなっており、傍聴席への持込みを制限することは困難であるため、「電源を切り、又は音を発しない状態」を求めることを新たに明文規定として設けるものです。

その際、①医療機関や公共交通機関などをはじめ様々な公共の場で電源を切るかマナーモードにすることが求められているように、必ず電源を切ることまで求められなくなっている状況にあること、②緊急時を想定し電源が入った状態にしておくことが必要なケースが考えられること、加えて③今後議会のデジタル化を更に推進していく中で傍聴人が傍聴時に議会資料を自身の端末を利用して閲覧（一部市議会で実施済）するニーズが高まっていく可能性があることも見据え、「又は音を発しない状態にすること」という規定としました。

フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）及びスマートフォンを包括的に規定するため、国の法令（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律、電気通信事業法施行規則等）で用いられている「携帯電話端末」としました。

「その他音を発する機器」は、タブレット端末やノートＰＣ等を含みます。

なお、「電源を切る」は国の法令では用例がありません（「電源」は発電所などの電力供給源の意味で用いられている。例：電源開発促進税法）が、①傍聴規則は傍聴人に提示して順守を求める事項を定める趣旨も有しており、傍聴人に分かりやすい必要がある、②各地方公共団体の傍聴規則に用例があることから用いることとしました。

【第４号】

旧第５号と同様の規定です。

近年の猛暑やコロナ禍を踏まえ、熱中症対策や感染症予防など体調管理のための水分補給を容認すべきとの意見もありますが、①傍聴人が何らかの容器を取り出す行為が、水分補給のためか危険物かを即座に判断することができない、②体調管理のため真に必要な場合か嗜好的な場合かの判断がつかない、③傍聴人の過失等により傍聴席が濡れるなどした場合、結果として傍聴席の数が減少する、④傍聴人の入退場は自由であり、傍聴人控室等で水分補給できる、⑤傍聴人の出入りについては、静粛に行うことが他の規定により求められていることから、議員等の安全確保のため、旧規定を維持することとしました。

なお、県及び町村はもとより国会や裁判所の傍聴規則においても現段階では水分補給の例外規定は設けられていません。

言うまでもないことですが、標準傍聴規則を改正しないからといって、各市において規定済の水分補給の例外規定を削除する必要はありません。水分補給の例外規定を設けるかどうかは各市議会の実情に応じてご判断ください。

【第５号】

旧第６号と旧第７号を統合したものです。

以下の、削除した規定の廃止理由もご参照ください。

「前各号に定めるもののほか」については、前条第４号と表記を合わせ「その他」に改めました。

※削除した規定の廃止理由

旧第2号 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと

「談論し、放歌し、高笑し」の表現が古めかしく、傍聴人にとって分り難いことから削除しました。

用語を現代化し、例えば「私語」というかたちで存置させることも考えられますが、「私語」は「①ひそかに話すこと。ささやくこと。②公の場であるにもかかわらず、自分たちだけでひそひそと勝手な話をする。また、その話。」を意味する（デジタル大辞泉）ため、現行の「談論」と比較し、かえって厳しい規制となり「開かれた議会」の趣旨に反するおそれがあると考えます。

「放歌」、「高笑」についても、平易な表現として例えば「歌」「笑い」とした場合、「私語」と同様の懸念が生じると考えます。

第1号に「静粛にすること」を明定したことにより、現行規定が想定している事態へは対応可能と考えます。

旧第3号 はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと

第12条で示威的行為に係る禁止物を具体的に規定することを踏まえ、旧第1号と旧第3号を統合したことによるものです。

旧第4号 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない

性別、年齢、障害の有無等を理由に傍聴の機会を制限しないため削除しました。

なお、会議規則に同様の規定がありますが、議場に入る議員や説明員に対する品位の保持に関する規制と同様の規制を傍聴人に課す必要性は乏しいと考えられ、議事妨害や他人に迷惑を及ぼす服装であれば、前条及び本条の他の規定で対応可能と考えます。

旧第6号 みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと

旧第6号と旧第7号を統合しましたが、「不体裁な行為」は具体的なものを全て挙げるのが困難であり、曖昧な表現であるため、会議公開の原則を考慮した

場合、裁量権の濫用につながるおそれがあることから、「みだりに席を離れ」と合わせ「他の傍聴人の迷惑となるような行為」として規定に包含されるため削除しました。

仮に、会議妨害や他の傍聴人の迷惑にならない程度の「不体裁な行為」や、傍聴人が1人しかおらず他の傍聴人の迷惑に該当しない場合（例：居眠り、傍聴席での頻繁な移動を繰り返す等）があり得るとしても、それは「議場の秩序を乱す」ことに該当すると考えられます。

議場の秩序を乱す行為は、積極的なものだけではなく、消極的なもの（行為自体は静的であっても、傍聴人は会議を傍聴するために入場しているのであって、議会の傍聴におよそ不要又は無関係な行為）も含むと考えられるからです。

なお、水分補給のための離席は、当然「みだりに席を離れ」には該当しないと考えます。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

旧第14条における「映画」は一般名詞であり、著作権法等にも定義規定はありませんが、傍聴規則の制定年からニュース映画を想定していると考えられ、「写真、映画等の「等」」には、最近急速に普及してきたテレビジョン等が考えられる」（千葉恒三郎『全訂新版逐条会議規則』（学陽書房）742頁）とされています。

したがって、誰でも簡単に写真や動画を撮影、さらには動画配信できる技術が普及している現状を踏まえ、傍聴人の分かりやすさの面から、表記を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改めるものです。

なお、本規定でSNS等への動画配信を規制できるかについてですが、このような行為は「自動公衆送信」に当たると考えられます（著作権法第2条第1項第9号の4）。しかし、「自動公衆送信」や「自動公衆送信行為」といった用語では、①傍聴人に分りにくく、傍聴人に提示しても順守されないおそれがある、②本条の傍聴人とは「一般の住民だけでなくマスコミ関係者も含まれます」とされており（地方議会研究会編著『議会運営の実際（第10巻）』（自治日報社）142～143頁。千葉・前掲書741頁）、本条ただし書に基づき議長がマスコミ関係者の報道関係者席での撮影等を許可する規定ぶりであることから、「…放送等」

と規定し、「等」の中に動画配信も包含されるという規定としました。

また、ただし書の改正は、「主語の後には、読点を付ける」（法制執務研究会編『新訂ワークブック法制執務第2版』（ぎょうせい）698頁）とされていることによるものです。

（傍聴人の退場）

第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、直ちに退場しなければならない。

「すみやかに」は訓示的な意味で用いるとされているので、「最も時間的即時性が強く、何をさしおいてもすぐに行わなければならないという意味を表す」（石毛・前掲書628頁）場合に用いる「直ちに」に改めるものです。

なお、標準市議会会議規則第48条において、秘密会に関する規定があり、同規定により秘密会にする場合の指定者以外の退場は行えますので、本規定はいわゆる「入念規定」的なものと考えられます。

しかしながら、傍聴規則は傍聴人に提示して順守を求める事項を定める趣旨も有していますので、存置するものです。

国会においても、「（参議院傍聴規則は）傍聴人に提示して遵守を求める趣旨で制定したものであるので、参議院規則の規定内容と重複するものが含まれている」（森本・前掲書458頁）とされており、それと同様の考え方です。

（係員の指示）

第十六条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

常用漢字表が平成22年11月30日に改定され、公用文の漢字使用等のルールも新しくなったことに伴い、内閣法制局が定めた新しい「法令における漢字使用等について」において、「全て」は漢字表記に改められたことによる字句修正です。

（違反に対する措置）

第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第9条と同様、条件節の前後には読点を付ける（石毛・前掲書572頁）とされていることによる改正です。

傍聴券を交付しない標準市議会傍聴規則は、廃止する。

傍聴人受付簿に記入する際、他の傍聴人の住所及び氏名等が閲覧でき、個人情報保護の観点から不相当であるため廃止するものです。

なお、現在、町村と同様の傍聴人受付票や、傍聴券交付申請書等、他の傍聴人の住所及び氏名等を閲覧できない形式の市においては、標準傍聴規則における傍聴受付簿方式が廃止されるからといって規定を改める必要はないと考えます。各市議会の実情に応じてご判断ください。

〔注1〕傍聴券を交付しない場合の規定については『地方自治小六法』等には掲載されているが、本会ウェブサイトには誤解を招くおそれがあるため掲載していない。

〔注2〕他の傍聴人の住所及び氏名等が閲覧できる受付簿とは、下記のようなもののこと。

傍聴人受付簿			
年 第 回〇〇市議会（定例会・臨時会） 年 月 日（曜日）			
No.	氏 名	住 所	備 考

〈参考〉旧・傍聴券を交付しない場合の規定内容（傍聴券を交付する場合と異同がある傍聴人受付簿関係規定のみ記載）

（傍聴の手続）

第三条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢

を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合には、代表者又は責任者が、その団体の名称、年齢及び傍聴する者の人数を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者及び〇〇市職員で、議長から傍聴証（章）の交付を受けた者は、前二項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

参考資料

標準会議規則等の改正等に関する検討会議設置要綱

1 設置

地方自治法の改正、同法の解釈運用に係る通知その他諸般の状況の変化に伴い、標準市議会会議規則、標準市議会委員会条例及び標準市議会傍聴規則（以下、「標準会議規則等」という。）の改正並びに政務活動費の交付に関する参考条例案その他これらに類する文書の制定又は改正の必要性が生じたときは、改正案等の作成及びこれに附帯する運用指針等に関する検討を行うため、全国市議会議長会（以下、「本会」という。）に、標準会議規則等の改正等に関する検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

2 開催等

検討会議は、そこで議題とする事項について本会の会員の意見等を聴く必要があると本会の会長又は部会長会議が認めたときに開催するものとし、会議は、本会事務総長が招集する。

検討会議の議事運営は、4に規定する会長市の構成員が掌る。

3 検討結果の報告

検討会議の検討結果については、成案として取りまとめ、直近の理事会で本会事務局がこれを報告し、その了承を求めるものとする。

4 構成市及び構成員

検討会議は、会長市、部会長市（9市）、政令指定都市の代表市（1市）及び中核市の代表市（1市）を構成市とし、構成市の議会事務局において、検討会議で議題となる事項を担当する課長を構成員とする。ただし、各市議会の判断で、課長以外の職の者を構成員とすることを妨げない。

構成員の選任及び退任の手続は行わず、その者の所属する市が構成市に該当したことをもって就任、該当しなくなったことをもって退任したものとみなす。

なお、政令指定都市の代表市及び中核市の代表市は、政令指定都市及び中核市がそれぞれ構成する協議会において定める手続によって決定された市とする。

5 担当

検討会議の運営に係る事務は、本会企画議事部が行う。

6 補足

本要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、本会企画議事部長が会長市の構成員と協議して定める。

附則

この要綱は、令和3年5月27日より施行する。

標準会議規則等の改正等に関する検討会議での検討事項

標準会議規則等の改正等に関する検討会議において、以下の事項について検討を求める。

検討事項

標準市議会傍聴規則全般の精査と改正の是非について

(理由)

地方分権の進展により、市議会の果たすべき役割と責任は、より一層重要性を増している。このような中、令和5年の地方自治法改正で地方議会の役割と議員の職務の明確化が図られた。

住民の代表機関である市議会には、多様化する民意を集約し的確に市政に反映することが期待されており、若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画を促すことが多くの市議会に共通の緊要な課題となっている。

多様な人材の市議会への参画を促進するためには、幅広い層に議会に関心を持ってもらうことが不可欠であり、そのための方策の一つとして議会の傍聴のあり方を検討する必要がある。

標準市議会傍聴規則は、昭和34年に制定され、昭和40年の改正を経て、平成3年に傍聴席に入ることができない者の範囲から「精神に異常があると認められる者」を削除する旨の改正がなされて以降、改正が行われていない。

そのため、時代の経過とともに最近では一般的に使用されない語句や、制定・改正時の社会情勢を反映した規定が存置されている。

このような状況を踏まえ、多様な人材の市議会への参画を促す一助となるよう、傍聴環境を整備し開かれた議会とするため、標準市議会傍聴規則全般を精査し、改正の是非も含めて検討することを求めるものである。

令和6年7月2日 第241回部会長会議

令和6年度標準会議規則等の改正等に関する検討会議 構成市一覧

構 成 区 分	市 名
会 長 市	神 戸
北 海 道 部 会 部 会 長	旭 川
東 北 部 会 部 会 長	山 形
北 信 越 部 会 部 会 長	福 井
関 東 部 会 部 会 長	那 須 塩 原
東 海 部 会 部 会 長	岐 阜
近 畿 部 会 部 会 長	香 芝
中 国 部 会 部 会 長	宇 部
四 国 部 会 部 会 長	高 知
九 州 部 会 部 会 長	熊 本
政 令 指 定 都 市 (全 国 市 議 会 議 長 会 指 定 都 市 協 議 会 会 長)	岡 山
中 核 市 (中 核 市 議 会 議 長 会 会 長)	倉 敷

